



ピラカンサ

梶 税務 経営 ニュース



編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

◆ 12月の税務と労務

12月

(師走) December

23日・天皇誕生日

国 税 / 給与所得者の年末調整

今年最後の給与を支払う時

国 税 / 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

及び保険料控除申告書の提出

今年最後の給与を支払う前日

国 税 / 11月分源泉所得税の納付 12月12日

国 税 / 10月決算法人の確定申告

(法人税・消費税等) 1月4日

国 税 / 4月決算法人の中間申告 1月4日

国 税 / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告

(年3回の場合) 1月4日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

地方税 / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付

市町村の条例で定める日

労 務 / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支

払届 支払後5日以内

中小企業倒産防止共済制度 中小企業倒産防止共済制度は、中小企業の連鎖倒産を防止するため、取引先が倒産した場合に、積み立てた掛金総額の10倍を限度に、無利子・無担保・無保証人で共済契約者に貸し付ける制度です。本年10月1日から貸付限度額が8,000万円に、掛金総額が800万円に、掛金月額が20万円にそれぞれ引き上げられています。

ワン
ポイント

平成
23
年分

年末調整のポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。



年少扶養親族
(16歳未満)
控除額0円

1 平成二十三年分の留意点

- (1) 扶養控除の見直し
年少扶養親族（扶養親族のうち年齢一六歳未満の者）に係る扶養控除が廃止されます。
 - (2) 特定扶養親族（扶養親族のうち年齢一六歳以上二三歳未満の者）のうち、年齢一六歳以上一九歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（改正前二五万円）を廃止し、扶養控除の額が三八万円とされます。
- (2) 同居特別障害者加算の改組
扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合



において、扶養控除又は配偶者控除の額に三五万円を加算する措置が、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額を七五万円（改正前四〇万円）に引き上げる形に変更となっております。

2 年末調整の対象者

年末調整の主な対象者は、表1のとおりです。
なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出が前提となりますので、必ず提出してもらった必要があります。

表1 年末調整対象者の選別(主な例)

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none">(1) 1年を通じて勤務している人(2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人(3) 年の途中で退職した人のうち、次の人<ol style="list-style-type: none">① 死亡により退職した人② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと認められる人	次のいずれかに該当する人 <ol style="list-style-type: none">(1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人(2) 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者）

表2 所得控除額一覧表

<p>【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額</p>													
<p>【小規模企業共済等掛金控除額】 (独)中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金(旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象)、確定拠出年金法の規定により国民年金基金連合会が実施する個人型年金の加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額</p>													
<p>【生命保険料控除額】 次の①と②の合計額(最高10万円) ① 一般の生命保険料(②の個人年金保険料を除く)を支払った場合 イ 25,000円までの場合……………支払保険料の全額 ロ 25,000円を超え50,000円までの場合……………支払保険料×1/2+12,500円 ハ 50,000円を超え100,000円までの場合……………支払保険料×1/4+25,000円 ニ 100,000円を超える場合……………50,000円 ② 個人年金保険料(疾病等特約部分を除きます)を支払った場合 上記①のイ~ニの区分に応ずる算式により計算した金額</p>													
<p>【地震保険料控除額】</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none; width:45%; text-align:center;"> 地震保険料の額(最高50,000円) </td> <td style="border:none; width:10%; text-align:center;">+</td> <td style="border:none; width:45%; text-align:right;"> 旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合……………支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合……………支払保険料×1/2+5,000円 (最高15,000円) </td> </tr> </table> <p>※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額(最高50,000円)</p>		地震保険料の額(最高50,000円)	+	旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合……………支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合……………支払保険料×1/2+5,000円 (最高15,000円)									
地震保険料の額(最高50,000円)	+	旧長期損害保険契約の支払保険料 ①10,000円までの場合……………支払保険料の全額 ②10,000円を超える場合……………支払保険料×1/2+5,000円 (最高15,000円)											
障害者控除額	障害者1人につき……………270,000円 特別障害者1人につき……………400,000円(同居特別障害者の場合750,000円)												
寡婦(寡夫)控除額	270,000円(特別の寡婦は、350,000円)												
勤労学生控除額	270,000円												
配偶者控除額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%;">一般の控除対象配偶者</td> <td style="width:30%; text-align:center;">380,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td style="text-align:center;">480,000円</td> </tr> </table>	一般の控除対象配偶者	380,000円	老人控除対象配偶者	480,000円	※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……………所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)及び養護老人のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が38万円以下の者(青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く)。							
一般の控除対象配偶者	380,000円												
老人控除対象配偶者	480,000円												
配偶者特別控除額	原則として配偶者の給与収入が103万円超141万円未満の人が対象になる	※ 特定扶養親族……………控除対象扶養親族のうち、昭和64年1月2日から平成5年1月1日までの間に生まれた者(年齢19歳以上23歳未満の者)。											
扶養控除額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">一般の控除対象扶養親族</td> <td style="width:20%;">16歳以上 19歳未満 23歳以上 70歳未満</td> <td style="width:20%; text-align:center;">380,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>19歳以上 23歳未満</td> <td style="text-align:center;">630,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td>同居老親等以外</td> <td style="text-align:center;">480,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td style="text-align:center;">580,000円</td> </tr> </table>	一般の控除対象扶養親族	16歳以上 19歳未満 23歳以上 70歳未満	380,000円	特定扶養親族	19歳以上 23歳未満	630,000円	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円	同居老親等	580,000円	※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……………昭和17年1月1日以前生まれ(年齢70歳以上)の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。 ※ 同居特別障害者……………控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。 ※ 同居老親等……………老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。
一般の控除対象扶養親族	16歳以上 19歳未満 23歳以上 70歳未満	380,000円											
特定扶養親族	19歳以上 23歳未満	630,000円											
老人扶養親族	同居老親等以外	480,000円											
	同居老親等	580,000円											
基礎控除額	380,000円												

外貨建資産等の 期末換算方法

1 外貨建資産等の期末換算方法等の届出

外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までに、外貨建資産等の区分ごとに換算方法を税務署長へ届け出ることになります。

この届け出を行わなかった場合は、法定換算方法により、外貨建資産等の換算を行う必要があります。

2 法定換算方法

法定換算方法は、外貨建資産等を1年基準により短期と長期とに分類した上で、短期のものは「期末時換算法」長期のものは「発生時換算法」となります。

なお、「期末時換算法」は決算時の為替相場により換算する方法であり、「発生時換算法」は取得時の為替相場により

換算する方法です。

3 外貨建資産等の期末換算方法等の変更の承認の申請

既に選定している外貨建資産等の期末換算の方法を変更しようとする場合は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに期末換算方法等の変更の承認の申請を行う必要があります。

いったん採用した外貨建資産等の換算の方法は特別の事情がない限り継続して適用する必要があります。

したがって、法人が現在採用している換算の方法を変更するために、その変更承認申請書を提出した場合において、現在採用している換算の方法を採用してから3年を経過していないときは、その変更が合併や分割に伴うものである等その変更することについて特別な理由があるときを除き、税務署長はその申請を却下することができます。

譲渡所得、建物の取得費の計算

建物の譲渡所得の金額は、売却金額から取得費と譲渡費用を差し引いて計算します。

建物はその使用や、期間の経過によって価値が減少していきますので、取得費は建物の購入代金などの合計額から減価償却費相当額を差し引く必要があります。

減価償却費相当額は、建物が事業用資産である場合とそれ以外（非事業用資産）の場合とで、次のように異なっています。

1 事業用資産の場合

建物を取得してから売るまでの毎年の減価償却費の合計額になります。

2 非事業用資産の場合

1年当たりの減価償却費相当額（耐用年数が事業用資産の1.5倍で計算されます）にその建物を取得してから売までの経過年数を乗じて計算します。

従業員の家屋に会社が保険、非課税も

役員や従業員の所有する建物などに対する長期の損害保険契約について、会社が保険契約者となつて役員や従業員が被保険者となつている場合、会社が支払った保険料については、次のように取り扱われます。

保険料の額のうち、積立保険料に相当する部分の金額は資産に計上します。

そして、その他の部分の金額

は役員等に対する給与等とされ
ます。

ただし、その他の部分の金額
で所得税法上、経済的な利益と
して課税されないものについ
て、会社が給与等として経理し
ない場合には、給与等として取
り扱われません。